

香取広域市町村圏事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

令和6年2月16日

条例第5号

香取広域市町村圏事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成19年香取広域市町村圏事務組合条例第19号）の全部を改正する。

財産の交換、譲与、無償貸付等については、香取市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成18年香取市条例第57号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現になされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。